

平成26年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

平成27年3月



目 次

はじめに	1
------------	---

第1章 外部評価の概要	2
--------------------------	----------

1 施策評価・事務事業評価	2
2 財団等経営評価	3

第2章 外部評価結果	4
-------------------------	----------

1 外部評価の対象	4
2 外部評価結果及び所管の対処方針	6
○施策評価	6
○事務事業評価	18
○財団等経営評価	24

第3章 まとめ	26
----------------------	-----------

1 平成26年度評価を終えて	26
(1)平成26年度の行政評価について	26
(2)行政評価制度について	26
2 各委員の主な意見	27

資料編

資料1 外部評価委員会 委員名簿	30
資料2 平成26年度外部評価委員会の活動	30
資料3 杉並区外部評価委員会条例	31

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足し、今年度は13回目を数えます。

今年度、区は、この間の区政を取り巻く環境の変化を踏まえ、基本構想（10年ビジョン）を実現するための具体的な道筋である総合計画（10年プラン）、実行計画（3年プログラム）を改定し、平成27年度からは新たな取組を進めていきます。

より効果的・効率的な区政運営は、予算や人材などの資源の有効活用、説明責任と区政の透明性を確保することが不可欠であり、職員一人ひとりの意識改革や能力向上により組織力を高めていくことが必要です。

行政評価・外部評価がその実現のために大きな役割を果たすとともに、評価の結果を区民の皆様にご覧いただき、区政への関心を高め、区政参画の一助にしていただけることを願っております。

外部評価の対象となった所管課の皆様には、お忙しい中、ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。また、より多くの課の皆様が、本報告書を今後の取組の参考としていただることで、当委員会の活動が区政の発展に役立つことを期待します。

平成27年3月
杉並区外部評価委員会委員一同

第1章 外部評価の概要

今回の外部評価は、平成25年度に区が実施した施策、事務事業及び財団等の経営に対する区の内部評価について、杉並区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」)が第三者の視点から再評価を行ったものです。

1 施策評価・事務事業評価

(1) 評価の対象

平成26年度の区の行政評価は、杉並区総合計画(10年プラン)・杉並区実行計画(3年プログラム)に基づく平成25年度の取組を評価対象として実施されました(平成26年5月～7月)。

外部評価については、外部評価委員会において、32施策及び全事務事業の中から5施策及び2事業を選定し、評価を行いました。(外部評価対象施策及び事業については4頁参照)

(2) 評価の進め方

施策評価にあたっては、施策評価表のほか、施策を構成する事務事業の事務事業評価表を参考し、体系的に評価することに努めました。また、施策や事業の実際の状況を的確に把握し、評価の客観性を高めるとともに、各所管課において今後の行政評価や事業展開の参考としていただくため、外部評価前に所管課ヒアリングを非公開で行い、施策担当課長と自由な意見交換を行いました。

〈評価対象数〉

	施策評価	事務事業評価
自己評価対象数	32施策	635事務事業 〔施策を構成する事務事業 426事業 施策を構成しない事務事業 209事業〕
外部評価対象数	6施策	施策を構成しない事務事業 3事業

(2) 外部評価の視点

外部評価では、指標の適切性、費用対効果や効率化、区民サービスの向上、実施方法などの評価の視点や課題認識が適切か、また、改善・見直しにあたり留意すべき視点が押さえられているかといった観点から評価を行いました。また、記載内容についても、分かりやすくなっているか、どのような視点や項目で評価したらより分かりやすくなるのかなどについて評価を行いました。

2 財団等経営評価

(1) 評価の対象

区は、財政的な支援などを行っている6団体に対する経営評価を行いました（平成26年6月～9月）。そのうち、社会福祉法人杉並区社会福祉協議会及び特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワークの2団体を今年度の外部評価の対象としました。

(2) 評価の視点

外部評価では、団体や所管課が実施した内部評価などをもとに、それぞれの事業目標の達成に向けた効率的かつ計画的な取組がなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価し、また、評価表の記入方法などについても、分かりやすい記載内容なのかどうなのか、あるいは、どのような視点があったらもっと分かりやすくなるのかといった点から評価しました。

（参考）

財団等経営評価に対する外部評価（21年度～）

財団等経営評価実施団体	外部評価実施団体			
	23年度	24年度	25年度	26年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	○		○	
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	○	○		
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	○	○		○
公益社団法人杉並区シルバー人材センター	○	○		
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	○	○		○
杉並区交流協会		○		

第2章 外部評価結果

1 外部評価対象施策等

(1) 施策(6施策)

目標	施 策	頁
1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち	1 災害に強い防災まちづくり	6
2 暮らしやすく快適で魅力あるまち	7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興	8
3 みどり豊かな環境にやさしいまち	9 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり	10
	11 環境を大切にする生活スタイルの促進	12
4 環境長寿と支え合いのまち	16 高齢者の在宅サービスの充実	14
5 人を育み共につながる心豊かなまち	28 地域と共にある学校づくり	16

(2) 施策を構成しない事務事業(3事業)

事務事業評価表番号	事務事業	頁
35	区政の広報	18
466	高校生奨学資金貸付	20
560	国民健康保険一般療養の給付	22

(3) 財団等経営評価(2団体)

団 体	頁
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	24
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	25



〈施策評価〉

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策 1 災害に強い防災まちづくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○区内の建築物の耐震化は大きく改善され、また、災害時に拠点となる震災救援所(区立小中学校)周辺などの不燃化と木造密集地域の不燃化対策が進み、倒れにくく燃えにくいまちづくりが進んでいます。 ○総合治水対策として、東京都の河川改修事業とともに、雨水貯留や雨水浸透などの雨水流出抑制対策が進んでいます。		
--------------------	---	--	--

		25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
成果指標	区内建築物の耐震化率	83%	81.7%	95%
	区内建築物の不燃化率	49%	46.8%	60%
	雨水流出抑制対策施設の整備率	45%	46.0%	60%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	既存建築物の耐震診断及び耐震改修の件数は順調に伸びており、区内の建築物の耐震化率もほぼ目標値どおりです。不燃化率については、建築物不燃化助成制度などの取組により、阿佐谷南・高円寺南地区ではほぼ目標値どおりですが、区内全体では目標達成には厳しい状況です。 また、水害に対しては、都の河川・下水道整備と連携しながら、区道の透水性舗装や学校・公園等への雨水貯留浸透施設の設置を進めるとともに、民間への雨水流出抑制対策の指導や助成を行い、官民一体となった総合的な治水対策を推進しました。その結果、今年度の雨水流出抑制対策量は15,693m ³ 、平成2年度からの累計で270,489m ³ となり目標値を達成しました。さらに、豪雨時の水防活動や情報システムの計画的な改修等により、区民の安全確保に取り組みました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・廃止
改善・見直しの方向 (中長期)	今後高い確率で発生が予想される首都直下地震などの大震災から区民の生命と財産を守るために、防災対策に区民の協力を得ながら、災害に強いまちづくりを推進していきます。建築物の耐震化や不燃化の促進には、既存建築物への耐震化支援・助成制度や震災救援所周辺等における建築物の不燃化助成制度の一層の活用を図るため、防災週間のイベント等を通じて各制度の啓発活動を積極的に実施していきます。特に阿佐谷南・高円寺南地区では、新たに導入した不燃化特区制度の活用を図り、木造密集地域の解消を促進します。さらに、災害時における道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、橋梁の耐震補強整備や長寿命化修繕などを計画的に進めます。 また、近年頻繁に発生する集中豪雨等の治水対策として、都との連携をより一層深め、河川・下水道の早期整備を図るとともに、雨水流出抑制対策の必要性や助成制度の周知に努め、河川管理施設の保全や水防体制の充実などにより、総合的に治水対策を推進していきます。

用語解説

〈今後の施策の方向性〉

- 拡 充………コストを増やし、成果をさらに上げる
- サービス増…コスト維持のまま、効率化や手法の転換等により成果を向上させる
- 現状維持………コスト・成果とも現状を維持する
- 効率化………コストを削減する一方で、効率化や手法の転換により成果を維持する
- 縮 小………コストを減らして、サービスを縮小する

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・廃止
施策内容への評価	耐震診断及び耐震改修の件数は順調に伸びているとしているが、平成25年度の耐震改修率は計画(目標値)の57%に対し実績は39%である。耐震診断の結果をいかに耐震改修につなげていくか、一戸建てと集合住宅の区分や耐震強度不足等に応じた対策の検討が必要である。水害対策では雨水浸透施設の効果はあると思われるが区の助成の比率はわずかであり、助成以外の事業や施策の要因が大きいため、総合的な視点が重要ではないか。
評価表の記入方法などについての評価	施策目標が平成33年度の姿を書くとは評価表には記載されていないので、わかりにくい。成果指標の実績も、区内建築物の不燃化率は区全体の数値であるが、事務事業では取組地区内の不燃化率であり対応していないため理解が困難である。
施策を構成する事務事業についての意見	橋梁の長寿命化と補強・改良では、今後どの程度の維持管理費用や架け替えが発生するかにより対策は異なってくる。水防対策に関しては現実にどれだけの水害が発生するかを想定して計画・目標を立てるのは困難であるものの、その体制整備や水防訓練は活動指標とできるし、また、被害からの復旧時間とか水防情報システムの維持管理の指標とかを成果指標にできるのではないか。平成25年度の委託費には投資的経費が含まれており修正が必要である。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>○耐震改修率を上げていくため、耐震診断実施者に対する耐震改修への働きかけを強化することを検討します。また、一戸建てと集合住宅の区分や建物の耐震性能に応じた助成制度など、耐震化をより加速させるために効果的な耐震化支援事業の研究を行います。なお、事務事業(耐震改修促進)の成果指標である耐震改修率には、建替えや除却を行った件数が考慮されていないため、見直しも含めて検討します。</p> <p>○水害対策については、ご指摘のとおり、助成制度以外でも区が取り組む流域対策のメニューとして、区道改修時の透水性舗装、学校施設の雨水貯留・浸透施設の設置などのほか、民間の開発・建築に対する設置指導などがあげられます。今後も、これら関連する諸施策と連携を図り、総合的に対策を進めていきます。</p> <p>○不燃化率の指標については、昨年の総合計画の改定時に、施策指標を取組地域での不燃化率の指標に変更しています。これにより、施策評価表の成果指標についても取組地域での不燃化率となり、事務事業評価表の成果指標と同じ指標となります。</p> <p>○橋梁の長寿命化と補強・改良では、今後どの程度の維持管理費用や架け替えが発生するかにより対策は異なるため、20年度に実施した橋梁の定期点検結果を基に、各橋梁の健全度を把握し、今後の取り組みについてまとめた橋梁白書(25年3月)を策定しています。橋梁白書では、今後50年間の維持管理費を算出し、橋梁を延命化する予防保全的な維持管理へ転換することで、コスト縮減と架替えの集中解消(平準化)を図ることとしています。この橋梁白書に基づき、計画的に長寿命化・耐震補強等に取り組んでいきます。</p> <p>○水防対策の活動指標及び成果指標については、ご指摘を踏まえて水防態勢による活動・成果、水防情報システムの維持・改修による、良好な稼働状況などが分かり易く明示できるよう検討します。</p> <p>○施策評価表の施策目標年度の記載については、27年度の評価表から行われる予定です。また、委託費に投資的経費が含まれている点については、行政評価において、施設建設や大規模修繕等を委託して行う場合は「委託費」と「投資的経費等」の両方の欄に記載する取り扱いとなっていることによります。</p>
------	--

〈施策評価〉

目標2 暮らしやすく快適で魅力あるまち

施策 7 地域の特性を活かし将来を見据えた産業の振興

施策目標 (平成33年度の姿)	<ul style="list-style-type: none"> ○区と区内産業団体等が一体となって様々な産業振興策を実施し、区内経済が着実に活性化してきています。 ○就労支援や起業支援等の取組により、多くの意欲ある現役世代等の就職が叶うとともに、若者等の起業が進んでいます。 ○地域の特性を活かした医療・福祉などの生活支援産業や、ICT(情報通信技術)・アニメなどの知的産業が成長してきています。 ○区内農業者による地産地消マーケットなどの取組が行われ、学校給食へ農産物が提供されるなど、都市型農業の持つ多面性が活かされるようになってきています。
--------------------	--

		25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
成果指標	商店街への満足度	49%	60.3%	55%
	地域特性を踏まえた商店街事業の創出	2事業	3事業	10事業
	就職面接会によって区内事業者に就職した人数	80人	78人	500人

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	<p>産業振興計画の改定(平成25年4月)や、産業振興基本条例の施行(平成26年4月)により、産業振興に向けた基盤の強化を図りました。</p> <p>商店街支援では、防犯カメラの設置や装飾灯のLED化促進により、安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくりを進めるとともに、チャレンジ商店街支援プログラムによる複合的な支援により、挑戦意欲のある商店街の活性化に取り組みました。</p> <p>また、産業経済団体やNPO等とともに「中央線あるあるプロジェクト」実行委員会を立ち上げ、情報発信やイベントなどの活動を通して、区外からの集客力を高めました。</p> <p>平成24年12月に開設した「就労支援センター」の利用者数は、当初計画を上回る利用があり、利用実績は着実に増加しています。また、就労準備相談だけでは就職に至らない若者等への対応として、平成25年11月に「ジョブトレーニング室(すぎトレ)」を開設し、就労準備訓練や社会適応訓練による就労支援の強化を図りました。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>産業振興計画や産業振興基本条例に基づき、事業者・産業経済団体・区民・区が共通認識を持って、地域社会と共生する活力ある産業の振興を目指して、次のような取組を進めます。</p> <p>商店街支援については、全区画一的な支援策ではなく、個々の商店街の地域特性にあつた複合的な支援を行うことにより、にぎわいと商機の創出につながる商店街の活性化に向けた支援を進めます。</p> <p>農業の支援・育成については、地域の貴重な財産である農地の保全に結びつくよう、農業者の経営支援や農とのふれあいの場の創出、地産地消事業の推進など、都市型農業の支援に取り組みます。</p> <p>就労支援については、景気の回復により雇用環境も回復の兆しが見えますが、若年層の完全失業率は高止まりの状況で推移していることから、相談機能や訓練機能の充実に取り組むとともに、平成27年度開始予定の生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業への対応を進めます。</p>

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>○施策目標として若者等による起業の支援が掲げられているが、具体的な施策としては就労支援しか挙げられておらず、杉並という地域特性や魅力を活かした起業支援策が欠落しているように見える。</p> <p>○同様に、施策目標として地域の特性を活かした医療・福祉などの生活支援産業や、ICT(情報通信技術)・アニメなどの知的産業の成長が挙げられているが、こちらについても具体策が見えない。</p> <p>○以上の点に関する具体策の提示が求められる。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○施策を構成する事務・事業ごとの評価を列挙するにとどまるのではなく、施策目標に対応する評価内容の記述とともに、施策を構成する事務・事業間のシナジー効果にも着目した記述が欲しい。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>○上の記載内容とも関連するが、事務事業相互の関連性やシナジー効果に配意した個々の事務事業展開ならびに施策評価がなされるようになることを期待する。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>○創業支援策としては、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画に定めた創業相談や創業セミナーの開催、創業支援施設(いわゆるSOHO)の運営を行っています。また、平成27年度より見直し・充実を図る産業融資資金制度においても、杉並の住環境と調和した業種の創業・新事業展開に対する優遇を行うこととしており、今後も目標達成に向けた取組を進めています。</p> <p>○生活支援産業や知的産業は、小規模な事業所や自宅を仕事場とするなど、良好な住環境を保全しながら発展することが可能な分野であるため、広く「住環境と調和した杉並らしい産業」として産業振興基本条例や産業振興計画に位置付けています。</p> <p>上述した通り、これらの産業に対する産業融資制度上の優遇策を図るとともに、異業種交流会を開催しビジネスマッチングを支援します。また、区内企業への就労を促進することにより、杉並らしい産業の振興に取り組んでいきます。</p> <p>○今後は施策目標に対応した評価内容にするとともに、施策を構成する事務事業相互の関連性にも着目した評価を行っていきます。</p>
------	--

〈施策評価〉

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策 9 再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及が進み、各家庭や事業所においてエネルギーを自ら創出し、電力需要を賄う取組が定着するなど、地球にやさしい住宅都市づくりが進んでいます。 ○区立施設等における再生可能エネルギーの利用が拡大しています。
--------------------	---

成果指標	25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
	太陽光発電機器設置数(太陽光発電機器普及率)	3,049件(4%)	3,267件(4.2%)
	区内太陽光発電による発電量	1,060万kWh	1,239.6万kWh
	区立施設の太陽光発電による発電量	11万kWh	8.2万kWh

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	太陽光発電システムの設置助成件数は着実に増加し、平成25年度末で累計1,967件となりました。区内戸建棟数に占める普及率は4.2%に達しており、区内のエネルギー自給率向上と低炭素化に貢献しています。 しかし、平成25年度の助成件数は305件で、前年度の514件から大幅に落ち込みました。これは東京都が太陽光発電システムを単独設置する方への助成制度を廃止したこと、また、固定価格買取制度の買取価格が年々下がっている影響が大きかったと考えられます。システム価格自体も下がってきており、一層の普及拡大を図るため、今後は定性的効果(停電時の自立電源として使える安心感など)のPRや、東京都が平成26年3月に新たに公開した「東京ソーラー屋根台帳」を活用した啓発を行うなどの工夫が必要となっています。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	平成25年6月に策定した「地域エネルギービジョン」に基づき、災害時の避難救援拠点となる区立小中学校に太陽光発電システムと蓄電池を設置し、普段は電力のピークシフトや環境学習に使用し、いざ大規模災害が発生した際には必要最低限のエネルギーを供給することで、同ビジョンが掲げるまちの将来像である「ふだんから災害に備えのある環境にやさしい安全で快適なまち」「いざ大規模災害が起きたときにエネルギーで困らないまち」をつくっていきます。 併せて、住宅都市という特性を踏まえ、住宅の屋根に太陽光発電システムを一層普及させるため、助成制度の対象拡大や東京都の「東京ソーラー屋根台帳」を活用した啓発など、事業の改善方法について検討します。

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>本施策の活動指標が「太陽光発電システム設置助成件数」であるため、助成制度の縮小による助成件数の減少という結果が述べられているのであるが、3個設けられた成果指標の分析による最終評価に踏み込み不足の感が否めない。読み手として、今後の施策の展望がイメージしにくい印象がある。</p> <p>そもそも、助成金は財政措置を伴うものなので、本来、助成額は減らしながらも、区内エネルギーの自給率を高めるのが望ましい姿と思われる。</p> <p>また、施策の目的が再生可能エネルギーへの転換促進であるとすれば、助成以外の啓発活動、あるいは指導活動等の実績や課題について、もう少し記述されても良かった。</p> <p>「改善・見直しの方向」に記載されているところの、「いざ大規模災害が発生した際には、必要最小限のエネルギーが供給される」体制整備と、「いざ大規模災害が起きたときに、エネルギーで困らないまち」づくりのゴールとの間には、大きな隔たりがあるように感じられるが、その目標値や工程表に、もう少し具体性がほしいところである。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>再生可能エネルギー普及の重要性は理解できるものの、それがどのくらいの総量となり、電力需要に貢献しているのかが分かりにくい。投入した事業費に対しての成果及び充足度を把握するために、例えば、評価表Ⅰの成果指標「区内太陽光発電による発電量」や「区立施設の太陽光発電による発電量」は、「発電率」で示される方が区民にとって有益な情報となろう。</p> <p>同じく「区立施設の太陽光発電による発電量」の実績値が、3年間同数(8.2万kWh)で表示されており、発電機器の設置が増えてもおらず成果が無いのか、あるいは、増加量が僅少なため表示されていないのかが判然としない。成果として進捗状況が把握できる指標の工夫が必要であり、進捗していない場合にはその現状を明示すべきであろう。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>本施策を構成する唯一の事務事業である「地域エネルギー対策の推進」は、「創エネ」の推進と「省エネ」の促進と併せ持つ事業であるが、より有用な施策の実行を期すためには、防災や産業振興、環境保全など、所管課を超えた取り組みが必要であると考える。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>区は平成15年度から太陽光発電機器設置助成を実施し、普及は着実に進んでいます。</p> <p>施策目的は、区内的エネルギー自給率を高めることで、大規模災害に伴う系統電力停電時に自立電源を確保すること、また、環境負荷を軽減することであり、創エネルギー(再生可能エネルギー)、蓄エネルギー(蓄電池)、省エネルギー(高効率給湯設備等)を組み合わせることが有効です。このため、助成制度に必要な見直しを加えた上で、平成27年度以降、創エネ・蓄エネ・省エネ機器を「低炭素化推進機器」と総称して、設置費用の助成を継続する予定です。</p> <p>ご指摘のあった助成以外の啓発活動等については、現計画では施策11(環境を大切にする生活スタイルの促進)における取組内容と位置付けてきましたが、次期計画では本施策と施策11を統合し、一体的な取組として展開することとします。</p> <p>「いざ大規模災害が起きたときに、エネルギーで困らないまち」とは、具体的には系統電力復旧までの間に、「テレビでの情報収集」「家族等の安否確認のため携帯電話の充電が可能」「夜間の最低限の照明確保」などができるなどを想定しています。平成27年度以降3年間で震災救援所34か所に順次、太陽光発電機器と蓄電池を組み合わせて導入することとします。その後も施設改築等の機会を捉えて、庁内の関係部署と密接に連携を図りながら、早期に全ての震災救援所に設備を備えていきます。</p> <p>再生可能エネルギーの指標については、ご指摘の趣旨を踏まえ、変更を検討します。</p> <p>また、指標「区立施設の太陽光発電による発電量」については、区立学校等の比較的大規模な施設を新たに建設する際に太陽光発電を設置していることから指標としましたが、平成23年度から平成25年度までにこのような施設の建設が無かったことから、発電量が増加していません。ご指摘のとおり、増加していない理由が判然としないことから、平成27年度からの新たな総合計画では、「区内太陽光発電による発電量」に統合します。</p>
------	---

〈施策評価〉

目標3 みどり豊かな環境にやさしいまち

施策 11 環境を大切にする生活スタイルの促進

施策目標 (平成33年度の姿)	<p>○区民・事業者が、暮らしや事業活動の中で、省エネルギー・省資源への積極的な取組を行っています。</p> <p>○区民・事業者・地域団体・環境NPO等の自主的・自発的な活動によって、生活環境の改善に向けた様々な取組が各地域で活発に展開され、ごみや吸殻のポイ捨てが減少するなど、まちの環境美化が進んでいます。</p> <p>○区民や環境NPO等により、子どもも大人も楽しみながら参加できる環境学習講座等が数多く提供され、多くの区民が環境についての理解を深め、自主的に環境行動に取り組んでいます。</p>
----------------------------	--

成果指標	25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)
	環境に配慮した取組を行っている区民の割合	85%	79.3%
	杉並区内の年間電力使用量	21.6億kWh	20.0億kWh
			20億kWh

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	<p>省エネルギー機器の導入助成や省エネ相談などを前年度に引き続き実施したほか、環境団体、エネルギー事業者と区が協働で、省エネナビを活用した省エネ相談や区内事業所でのデマンド監視装置の運用など先進的な取組を行うことにより、家庭や事業所における省エネルギー意識の向上を図りました。</p> <p>また、安全美化条例による区内全域での歩きたばこ・ポイ捨て禁止の啓発活動や路上喫煙防止指導を継続的に行い、区の喫煙ルールの周知を図りました。地域清掃活動(クリーン大作戦)には毎年度1万人を超える区民や地域団体が協力し、まちの美化を支えています。</p> <p>区民向けの環境に関する講座・講習や区立学校への環境学習の支援をすぎなみ環境情報館で行ったほか、中学生環境サミットを開催するなど環境学習の充実を図りました。多くの区民や学校に参加・活用していただいたことで、環境への普及啓発に効果がありました。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>省エネルギー対策の推進については、区のエネルギー施策の新たな指針として「杉並区地域エネルギービジョン」を平成25年6月に策定しました。杉並区の地域特性に合わせた省エネルギー対策のきめ細やかな推進など、ビジョンの推進に向けて取り組んでいきます。</p> <p>環境学習の推進については、現在環境学習の拠点である「すぎなみ環境情報館」を区立施設再編整備計画に基づき、リサイクルひろば高井戸として利用している施設に移転します。その後、移転後の運営状況を踏まえ、運営のあり方について検討していきます。</p> <p>環境配慮行動の促進を図るため、区の広報やホームページによる周知のほか、さまざまな媒体を活用して啓発活動を進めます。また、地域や各種団体との連携強化による協働の推進や教育委員会と連携した環境教育の充実などに取り組んでいきます。</p>

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>本施策に関しては、行政が直接実施できることはある意味限定されており、区民に一定の経済的負担や生活上の制約を受け入れてもらい、環境意識を高め、政策の実行者とすることが成果であり、短期的な結果は出しにくいが、継続した活動が重要となる。</p> <p>一方で、行政による強い指導力、規制により対処しなければならない環境問題も生じており、啓発活動に止まらず、私権の制限に配慮しつつ、実効ある法規制も取り込んでゆく必要があるので、今後それらに対する取り組みについても期待したい。</p> <p>また、区民の意識の啓発が謳われており、区民の参加も求めているが、環境問題は区民の関心が高いテーマである一方、その進め方には様々な意見や利害対立があり、それらの意見に対しては丁寧に回答し、ともに活動を盛り上げてゆくことが求められよう。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>本施策は継続的な啓発活動を中心に据えており、具体的な活動の内容、進捗状況、効果の測定が、記述、数値情報では十分に表現されにくいのはやむを得ない面がある。</p> <p>しかしながら、施策評価表Ⅰでは成果指標として「杉並区内の年間電力使用量」が絶対値で示されているが、これは必ずしも単純な増減量が成果の結果と言い得ないため、不適切な指標である。</p> <p>成果指標は改善につながるものでなければならず、たとえば杉並環境マップ等の利用が省エネ機器の助成に繋がった件数であるとか、路上喫煙防止に寄与した啓発活動の結果など、行政の活動が目に見える指標の研究が必要である。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>事務事業439「安全美化条例に基づく生活環境の改善」で実施されている「管理不良な空き家」への対処は、近年全国的に問題となっているテーマであるが、具体的事業では情報収集・啓発指導に止まっているとのことである。国の立法も待たれるところではあるが、建築、防災、福祉等の所管を超えた連携を基に、まちづくりの重要な事業として今後に期待したい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>本施策における取組の効果は、短期的な結果を出しにくいことは指摘いただいたとおりと認識しております。そのため、継続した息の長い活動に取り組んでいきます。</p> <p>省エネルギー対策の推進については、計画事業の見直しと同時に評価指標を見直していきます。</p> <p>また環境美化活動の推進は、区民のマナーに関することなど対応が困難な案件もありますが、これまでの取組を継続して行うとともに、行政が行った活動の成果がより適切に把握できるよう、区民にわかりやすい成果指標に変更することも検討します。</p> <p>環境学習の推進については、現在試行しているNPO団体と連携したごみ量削減運動の推進を継続し、効果を検証していきます。また、環境活動推進センターの移転開設を契機として、改築中の清掃工場との連携を図っていくなど、これまで以上に環境活動支援の充実を進めつつ、事業運営の在り方について検討してまいります。</p> <p>また、近年問題となっている、管理不良な空き家等に対しては、昨年制定された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、関連部署と連携を図った上で適切な対応を検討します。</p>
------	--

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 16 高齢者の在宅サービスの充実

施策目標 (平成33年度の姿)	○高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、医療や介護、生活支援などが連携した包括的なサービスが充実しています。 ○在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、介護者支援サービスが充実しています。																
成果指標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;"></th><th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">25年度目標</th><th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">25年度実績</th><th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">目標値(33年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">地域包括支援センター延べ相談者数</td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">120,000人</td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">129,634人</td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">180,000人</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;">在宅介護を続けていけると思う介護者の割合</td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">83%</td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">73.0%</td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;">85%</td></tr> <tr> <td style="padding-top: 5px;"></td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"></td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"></td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"></td></tr> </tbody> </table>		25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)	地域包括支援センター延べ相談者数	120,000人	129,634人	180,000人	在宅介護を続けていけると思う介護者の割合	83%	73.0%	85%				
	25年度目標	25年度実績	目標値(33年度)														
地域包括支援センター延べ相談者数	120,000人	129,634人	180,000人														
在宅介護を続けていけると思う介護者の割合	83%	73.0%	85%														
	【所管による自己評価】																

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	住み慣れた地域でその人らしい生涯が送れるように、対象要件の緩和を行うなど、利用者の使いやすい在宅サービスの充実が着実に進められています。サービスの種類によっては、利用者数の伸びが予想より低いものもありますが、多様なサービスを選択できることが在宅生活の可能性を広げています。また、高齢化が急速に進む中、支援が必要になっても、在宅での生活を支えるサービスが地域で提供できるよう、地域づくりを進めるためのモデル事業を実施しました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>「地域包括ケアシステム」を実現させるために、地域包括支援センターを中心とした地域づくりを推進します。</p> <p>また、認知症対策は、認知症患者、介護者にとって大きな課題であり、地域、社会全体の問題と捉えて、支援していくことが重要です。</p> <p>そのためには、地域に関わる多くの人たちが認知症に対する知識、理解を深めるとともに、認知症コーディネーター、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどが相互に連携し、認知症が疑われる高齢者の早期発見、早期対応に結びつけるとともに、徘徊などの問題行動に適切な対応をしていくことが必要です。</p> <p>さらに高齢者の孤立を防止して、適切なサービスに結びつけるため、安心おたっしゃ訪問やあんしん協力員・あんしん協力機関などによる緩やか、かつ、重層的な地域における見守り体制の充実を目指します。</p>

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」によると、杉並区の75歳以上人口は平成22年の6万1,572人から平成37年の9万5,815人に約1.55倍に増加することが予測されている。</p> <p>急激な高齢化に対応するために、高齢者の在宅サービスの充実を図ることは杉並区における最重要課題であると考える。在宅サービスは、人が人に対して行うサービスであり、サービスを提供する人材の能力やモチベーションがサービスの質に直結する。在宅サービスを提供する医療・福祉人材の能力向上は喫緊の課題である。優秀な医療・福祉人材が杉並区で勤務できるように、職員のキャリア向上を考えた研修体制を充実させると共に、処遇の改善を図る必要がある。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>医療・福祉事業については、指標の達成率は医療・福祉制度のあり方によって大きく変わる。基盤整備のように機械的な達成を目指す必要がない場合も多い。必要なサービスを効率的に提供できるかについてチェックをする必要がある。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>在宅サービスを提供する医療・福祉人材の能力向上は喫緊の課題である。その中で、平成26年度のモデル事業として、区内3か所で地域包括支援センターの職員を4名から5名体制にし、地域の特徴を活かした取組を行い、毎月検討会を行ったことは先進的な取組として高く評価する。平成27年度以降、他の地域包括支援センターにおいても職員5名体制を確立し、その上で検討会を行うなど、センターの活動の拡大と職員の能力向上を目指した試みを行われることを期待する。</p> <p>介護保険事業者の支援としては、労働基準法で実施の義務づけのない非常勤職員への健診等を実施した事業者への助成、各協議会の実施する研修に対する講師代等の補助、介護職員のスキルアップ研修などに平成25年度実績で174万円が使われているが、金額として少ないと考える。職員のスキルアップを介護保険報酬で賄うことには限界がある。職員のスキルアップのための研修を中心に補助を充実させるべきである。職員のスキルアップへの投資は、杉並区の高齢者へのサービスの質の向上という形で返ってくると考える。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>区として、高齢化が急速に進む中、地域包括支援センター(ケア24)の業務は多岐にわたっていると認識しています。これまででも、事業に見合った人員配置ができるよう運営上の対応をしてきました。26年度は、地域づくりを推進するために、3つのモデル地域(成田、高井戸、方南)において、地域づくり担当を配置し取り組みました。</p> <p>また、地域包括支援センターの機能強化を区の実行計画の重点事業に位置付け、モデル地域における成果を検証し、27年度には全ケア24(20か所)に認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター、医療と介護の連携機能を兼ね備えた「地域包括ケア推進員」を配置します。今後、2025年(平成37年)を目標に、区と協働して、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。</p> <p>取組にあたっては、各地域の特性を踏まえ、連絡会等を活用した状況の把握、進捗管理など行うとともに、職員の意識や能力の向上を図ります。</p> <p>職員のスキルアップに係る研修補助については、研修専門機関のノウハウを活用した研修内容の充実を図るとともに、東京都等が開催する研修への積極的参加を促すなど、研修機会の拡充に努めます。また、区の担当職員が講師として実施する研修については、事業者のニーズに即した内容となるように改善していきます。</p>
------	--

〈施策評価〉

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 28 地域と共にある学校づくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○地域の中にある学校に、さらに多くの区民が関心を持ち、様々な社会経験を積んだ区民が学校経営に参画しています。 ○地域が主体となって、子どもたちの望ましい学習環境を備えた新しい学校づくりが進んでいます。 ○学校が学校だけの課題だけでなく、まちづくりや防災など地域の課題を解決するための「協働の場」・「地域づくりの核」となっています。
成果指標	地域運営学校の指定数
	地域教育推進協議会設置数

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と、取組実績を踏まえた評価結果)	学齢人口が減少する中で、学校の小規模化が進み、子どもたちが幅広い交友関係の中から多様なものの見方や考え方につながる機会が減ったり、より活気ある教育活動を実施することが困難になるなど子どもの学習環境に新たな課題が生じています。また、核家族化により保護者や教員以外の大手や同級生以外の子供たちとの交流などが不足するなど、コミュニケーションが苦手な子どもが増えていました。家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たすことや相互に連携、協働する必要があり、そのための機会や場所が必要になっていました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>従来は新しい学校づくりの検討対象を学校単位としていましたが、学校は地域コミュニティの拠点であるため、平成25年度に策定した新しい学校づくり推進基本方針では、著しく小規模な学校が存在する地域と学校の適正規模に満たない学校、校舎の老朽改築が必要な学校が複数存在する地域を検討対象として、新しい学校づくりを進めることにしました。</p> <p>また、新しい学校づくりの取組にあたっては、これまでの学校適正配置や小中一貫教育の充実のほかに、特別支援教育や地域防災機能など、地域や時代のニーズに即した課題の解決を図るために学校の多機能化についても、検討を加えながら進めています。</p> <p>地域運営学校の成果検証調査の結果をもとに、学校運営協議会代表者会議でも課題や成果を積極的に共有し、これらを踏まえた上で今後も地域運営学校(コミュニティ・スクール)を効果的に運営し、拡充していきます。学校運営協議会経費も比例して増加する傾向にありますが、今後も実態を把握し経費の見直しを行っていきます。</p> <p>家庭・地域・学校・行政をつなぐ青少年委員については、その役割をわかりやすく提示していくとともに、それぞれが個々に活動するだけでなく、青少年委員協議会といった組織的な活動についても、各地域の実情に合わせた連携・協力について模索していきます。</p>

【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の総合評価欄では、地域に支えられた学校づくりが着実に進んでいるとあるが、「子ども地域活動促進事業述べ参加者数」は対前年度△13%、計画に対する25年度の達成率も62.8%となっており、また、地域運営学校の指定校も目標に対し未達であり、指標の実績からは着実に進んでいるとは言いかたい。青少年委員に関しても、職務の重要性の認識を持って役割を担ってもらうことが必要であるが、そのための定例会や研修会への参加率は目標に対し85.8%で未達である。 ・平成26年度には、杉並区地域運営学校の成果検証調査が実施されることとなっている。調査結果を有効に活用し、未達の要因を含めこれまでの取組の課題を検証し、取組の改善、拡充に努められたい。 ・「地域と共にある学校づくり」に係る仕組みについて、チラシやパンフレット等により周知が図られているが、現状の取組は個々の制度の説明にとどまっており、それぞれの制度の関係性がみえず、全体像が分かりにくい。 ・事業に対する意見には、名称が似た制度があることで制度の違いが分かりにくい、個々の制度自体についても役割や位置づけが不明確、といった声が挙げられている。 ・地域に発信していく方法について、個別に仕組みを説明するのではなく、ゴールに向けての手段という観点で全体を俯瞰する等、区民の視点でのさらなる周知に取組まれたい。
評価表の記入方法などについての評価	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の総合評価欄に記載されている内容は、「～重要な取組です」「～大切です」「～必要があります」などであり、評価とはいえない。「地域に支えられた学校づくりが着実に進んでいる」との記述についても前述のとおり取組の実績を踏まえた評価になっていない。 ・当該年度における活動が計画通り実施できたか、成果は達成されたかを、指標の実績をもとに評価すること。定量的に示せない場合は判断理由を明確にすることが必要。 ・事務事業評価では活動指標であったものが施策評価での成果指標として設定されているなど、活動指標と成果指標が体系立てられていない。活動の結果得られる効果を成果として指標化すること。
施策を構成する事務事業についての意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域と共にある学校づくり」を推進する観点からすると、施策25の「生涯の基盤を育む質の高い教育の推進」で実施されている‘学校支援本部’との体系だった取組が必要。施策28を構成する事業について、施策25との統合も視野に見直す必要があるのではないか。 ・地域教育力の向上事業の事業実績欄の記載内容が24年度のデータであった。要修正。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に支えられた学校づくりについては、学校や地域の意向を踏まえながら進めており、平成25年度には、高円寺地域教育推進協議会の新規設置や地域運営学校の新規4所の指定を行うなど、着実に進んでいると考えています。 ・地域運営学校の指定については、平成24年度の指定が予定より1校少なかったことにより総合計画の目標が未達となっていますが、25・26年度は予定校数を指定しています。また、26年度には杉並区地域運営学校の成果検証調査を実施し、その結果をシンポジウムやホームページ等で広く公表するとともに、今後の制度の拡充に活用し、33年度の全校指定に向けて進めています。 ・子ども地域活動促進事業の延べ参加者数の減については、高円寺中学校区の子ども地域活動促進が25年度から地域教育推進協議会に移行したことによる減も含まれています。計画数値については、こうした状況の変化に応じて見直していきます。また、青少年委員の活動に関しては、青少年委員の定例会・研修会への参加意識の向上に努めていくとともに、青少年委員相互の資質向上のため自発的に組織されている協議会への支援も引き続き行っています。 ・「地域と共にある学校づくり」に係る仕組みについては、チラシやパンフレット等の作成に際して、区民の意見も参考に、大きな視点から俯瞰できるわかりやすいものになるよう今後改善を図っていくことで、より多くの区民の理解者を増やし、参画者のすそ野の拡充につなげていきます。 ・事務事業の活動指標と成果指標については、ご指摘を踏まえて検討します。また、事務事業評価表の誤記載については修正するとともに、今後、記載内容のチェックを行っていきます。
------	--

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

区政の広報 (No35)

事業の目的・目標	○区の施策や事業などの行政情報や地域のイベント情報、区民生活に密着した情報や区からのお知らせ・各種報告などについて、情報の発信を行うことで、区民の区政への理解の促進と地域の価値の向上を図る。		
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○報道機関へのパブリシティ、広報紙の発行、ホームページなどの運用をはじめ、くらしの便利帳や区勢概要など区政情報誌の発行やケーブルテレビでの広報番組の制作など各種の媒体を活用して、行政情報を発信する。		
指標	活動指標	25年度計画	25年度実績
	広報紙発行部数	7,500,000部	7,281,200部
	報道機関への情報提供件数	280件	218件
指標	成果指標	25年度計画	25年度実績
	ホームページ訪問者数	5,300,000件	5,310,070件
事業実績	広報紙の配布やホームページからの情報発信、すぎなみニュースの製作などによって、区政の取り組みや区の魅力を区民に伝えています。また、区内への転入手続き時に、「くらしの便利帳」を配布し、区内施設の紹介や事業の案内を行いました。さらに、担当記者を招いての記者会見を開催し、区政の課題や主要施策の進ちょく状況を説明し、報道機関の紙面を通して、より広く区民に情報提供できるよう努めました。		

【所管による自己評価】

評価と課題	平成25年度は広報紙・ホームページ・プレスリリースのメディアミックスを心掛け、「発信から到達へ」をテーマに各事業に取り組みました。広報紙1面と区長からのメッセージを連動させ、時期を逸することなくリリースを行いました。また、定例会前の記者会見を通じて政策報道に注力しました。平成26年度も引き続き区民の方々に情報が伝わるよう広報紙の配布場所の拡充、親しまれる広報番組の作成など、様々な工夫をしてまいります。				
改善・見直しの方向（中長期）	今後の方針性（見直しの視点）	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し
	協働を支える情報発信と区と区民とのコミュニケーション充実を図るために、区民が必要なときに必要な区の情報を得られるよう、区全体の広報を充実させます。そのため、メディアミックスを含め、見やすく分かりやすい広報活動を通じて、発信する情報の到達度を高めていきます。また、新聞発行部数やホームページのアクセス状況などのデータ分析に基づき、効果的で効率的な情報提供のあり方を研究し、取り組みます。				

【外部評価】

今後の方針性 (見直しの視点)	I 事業コストの 方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
事業内容への評価	<ul style="list-style-type: none"> 評価と課題欄にある、「発信から到達へ」をテーマに取り組んだことは評価できるが、区の活動である‘発信’については様々な取り組みがなされているものの、‘到達’について検証がなされていない。 ‘発信’に係る活動について、広報紙発行部数が未達であるが、自己評価ではその要因分析がなされていない。 ホームページ訪問者数は計画に対し微増であるが、内容についての妥当性の検証はなされていない。 内容についての分かりやすさ、情報の提供方法等について、ホームページ上でのアンケート実施など、区民の意見を把握し発信方法の改善につなげる工夫が必要である。 				
評価表の記入方法などについての評価	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関への情報提供数について、区として、指標の実績(218件/目標未達)をどう判断しているのか不明。活動指標としては、定期的な(年度当初に計画された)記者会見への対応率とし、目標を100%とすると、評価に活用できる。 事業実績の内容から、活用指標案として、転入手続き時の「くらしの便利帳」配布率(目標値100%)、成果指標案として、報道機関の紙面掲載件数、等。 前述のHP上でのアンケート結果も成果指標として有効。 				

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>情報の到達に関しては、区民意向調査において、平成24年度から「区の情報の伝達度」を新たに追加し、「広報紙のわかりやすさ」「ホームページのわかりやすさ」とともに、毎年把握し検証しています。いずれの項目も、平成25年度は前年度と比べると減少しましたが、平成26年度は広報紙をわかりやすいと回答した人の割合が69.7%、ホームページは44.4%、区の情報が伝わっていると回答した人の割合は42.7%で、ホームページ以外は持ち直しました。しかし、傾向としては、右肩下がりの現状です。</p> <p>区から発信した情報が、区民にとって有効な情報なのか、わかりやすいものかを指標として、定量的な項目を持つことができていない状況です。当面は、現在の定性指標を活用するとともに、ご指摘をいただいたホームページでのアンケートや報道機関の紙面掲載率を成果指標にすることなどを検討していきます。</p> <p>広報紙は主に新聞折込で配布を行っています。そのため、新聞購読率が減少傾向にある中、コンビニエンスストアや新聞販売店など、新たな配布場所の確保などに努めています。しかし、若い世代を中心にインターネットの利用者も急速に増えていることから、区ホームページからの情報提供についても拡充を進めていきます。</p> <p>また、報道機関への情報提供は、目標に大きく届かない結果となりました。新聞やテレビの影響力や到達力は、広報紙にも優るものがあると認識していますので、情報収集の方法を検討し、より多くの情報提供ができるよう努めてまいります。</p> <p>なお、事業の効率性については、事業の進行管理を含め、毎月、課全体の月報を作成しています。月報は、仕事量を図るとともに、課内の情報共有のツールともなっていて、効率性の向上を作成目的の一つにしています。また、コストの削減に向けては、毎年の予算見積もりでは、すべての事業を見直しています。25年度では、広告収入の活用についても、調査研究を行いました。</p>
------	---

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

高校生奨学資金貸付(No466)

事業の目的・目標	○経済的理由で修学が困難な区民に、勉学に必要な資金の一部を貸し付けることで、社会のために有為な人材を育成する。			
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○経済的な理由により修学が困難な高等学校等の入学予定者及び在学生本人に対して、入学準備金と在学中の月額奨学金を無利息で貸し付ける。 ○返済期間は卒業の翌年から10年以内			
指標	活動指標	貸付件数(中学生及び高等学校等在学生)	265人	210人
	成果指標	貸付額(入学金準備金及び月額奨学金)	74,020千円	59,952千円
事業実績	奨学金の利用者は、入学準備金利用者は50名で、前年に比べて減少しました。 また、月額奨学金利用者は160名で、減少傾向にあります。 奨学金の返還については、納付センターを活用した電話架電をはじめ、高額滞納者又は長期未入金者の債権管理・回収の一部を民間事業者に委託し、改善を図っています。委託額9,851千円に対し、19,077千円を回収しました。			

【所管による自己評価】

評価と課題	就職難などの影響により、返済が滞る方が増加傾向にあります。 負担の公平性確保の観点から、引き続き、納付センターや債権回収業者の活用を図りながら、債務者に対する償還の勧奨及び適切な債権管理を行うとともに、さらには返還対策の強化を図る必要もあると考えています。					
改善・見直しの方向 (中長期)	今後の方針性 (見直しの視点)	I 事業コストの 方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
		II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
	近年、貸付希望者数は減少しているものの、特に私立高校進学者の教育費用は増加傾向にあります。 貸付制度自体は維持する必要があると考えておりますが、他の類似した制度がある中で、実態に即した内容への見直しは必要であると考えています。また、新資金貸付システム導入の検討を行い返還率の向上に取り組んでまいります。					

【外部評価】

今後の方針性 (見直しの視点)	I 事業コストの 方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
事業内容への評価	<p>成果指標(1)に用いられている貸付率(人数)は、ほぼ横ばいということであるが、平成22年以降では毎年、実績額が計画値を下回っている。その理由は、都道府県による就学支援制度の利用による希望者の減少ということで、むしろ望ましいことと思えるが、杉並区の奨学金制度が、募集人数の制限等による都道府県奨学金の補完的制度とするならば、制度利用基準を満たす貸与希望者がどのくらいの割合で貸与が実行されているのか、興味のあるところである。</p> <p>一方で成果指標の償還率をみると、平成22年以降毎年低下しており、かつ償還実績額も計画値を下回っている。また、滞留債権の回収委託費が回収額のほぼ半分に及ぶ。この40%を下回る償還率が正常な範囲のものであるか否か判断しかねるが、現年度分と過年度分を分けるとか、他の奨学金制度や自治体の事例等を踏まえた分析情報の付記が必要と考える。</p> <p>手段・見直しの方向として、「他の類似した制度がある中で、実態に即した内容への見直しは必要である」と述べられているが、奨学金の受給の受け易さと償還金の収納率の向上を両立させる双方の工夫に配慮し、喫緊の課題として取り組む必要がある。</p>				
評価表の記入方法などについての評価	<p>成果指標(1)に用いられている貸付率(人数)は、計画値と実績値が同額である一方、達成率は100%を下回っている。表示単位(%)に小数点以下の表示をして、微妙な差異も明示する方が読みやすい。</p> <p>成果指標(2)の償還率についても同様で、昨年までは小数第一位まで表示されていた。活動指標に用いられている(1)貸付件数と(2)貸付額は、貸付単価に変動が無ければほぼ比例するもので、重複した指標であるともいえる。貸付件数が代替指標とされている所であろうが、たとえば、奨学金申込希望者に対する新入学貸付者数といった指標は、活動指標には成り得ないだろうか。</p>				

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	○新入学生のうち、奨学金の貸付を希望している生徒の割合や、さらにそのうち杉並区高校生奨学資金貸付を希望している生徒の割合を把握することは困難ですが、杉並区高校生奨学資金貸付の利用基準を満たす貸与希望者(申込者)については、毎年100%の貸付となっており、受けやすい制度になっていると考えています。
	○償還率が40%を下回っていることについては、望ましい状況ではないと考えており、償還率向上に向けて、新たに貸付資金管理システムを平成27年3月から導入し、それによる事務軽減分を返還業務に充て、電話交渉や自宅訪問の実施回数の増など強化を図るほか、区では回収困難となっている債権については、債権回収業者への委託を継続します。

なお、業者委託については、区では回収困難な方を対象に委託し、専門的な現況調査等を実施していることから、委託費については適正であると考えています。

○奨学金の受給の受けやすさについては、必要な人が申請できるよう広報への掲載をはじめ、区立中学校3年生に対して、奨学金制度の案内を学校を通じて配布しています。

○制度の見直しについては、国や都による高校の就学支援金制度が充実してきていることから、今後、利用者の状況等も考慮しながら、貸付額の縮小や対象者の見直し等、奨学金制度のあり方を検討していきます。

○成果指標については、今後、年度による差異が分かるように小数点第一位まで表示することとします。

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

国民健康保険一般療養の給付(No560)

事業の目的・目標	○被保険者の医療費負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにする。また、医療費の適正化を図る。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	○被保険者の疾病・負傷に関し、医療機関等が行う診療・治療・手術等の現物給付(役務の提供)に対して、医療費の保険者負担分を支払う。

指標	活動指標	給付件数	25年度計画	25年度実績
	成果指標	(代)被保険者1人当たりの費用額	182,772円	190,153円
事業実績	件数、及び事業費ともに前年度に比べ増加しています。また、件数等の伸びに対し、一人当たりの費用が伸びています。			

【所管による自己評価】

評価と課題	国民健康保険の加入者は毎年減少していますが、一人当たりの医療給付費は、医療の高度化や加入者の高齢化等を要因として増加傾向が続いています。平成25年度から、被保険者に後発医薬品の差額通知送付や柔道整復師等の療養費に関して、施術内容の患者照会の実施等、医療費及び療養費等の給付の適正化にむけた取組を始めました。今後も、国保の制度改革や国の医療費適正化に関する取組の動向を注視し、医療費抑制に向けた事業の推進や的確なシステム改修、制度改革の区民周知などを行い、円滑・適正な事業の運営を図っていきます。			
改善・見直しの方向（中長期）	I 事業コストの方向性	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> その他		
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し <input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し <input type="radio"/> 対象の見直し		
医療費及び療養費等給付の適正化の推進について、保険者の取組が求められています。国においては、国保保険者の都道府県への移行が検討され、今後、給付業務の実施主体の見直しが図られることも考えられます。				

【外部評価】

今後の方針性 (見直しの視点)	I 事業コストの 方向性	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 現状維持	<input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> その他
	II 事業の改善	<input checked="" type="radio"/> 手段・方法の見直し	<input checked="" type="radio"/> 実施主体の見直し	<input type="radio"/> 対象の見直し	
事業内容への評価	<p>医療の保障と医療費の低減という困難な課題を持つ事業であるが、保険制度、被保険者の属性や行動によって大きく医療費は変動する。医療費の高度化や高齢化によりどのように変化したのかの分析も必要である。他の区との比較も有用である。計画と実績の対比では事業費及び給付件数とも実績が下回っているから、計画の目標管理としては成功しているとも評価できる。計画数値の妥当性や根拠に遡った検討が必要ではないか。</p>				
評価表の記入方法などについての評価	<p>事業費は平成24年度より増加しているが、件数は下回っている。それでも被保険者1人当たり費用が増大しているのは、1件あたりの医療費が高額になっているからと思われる。被保険者当たりの給付件数も医療サービスの量的水準を見る意味で、経費と並び有用ではないか。保険者の具体的な取組との関係がわかるような評価が重要と思われる。また、1件当たりの事業費が高額になる医療の予防措置に向けた中長期の取組も必要であり、高額医療費の給付件数に占める割合も指標として考慮されてよいのではないか。</p>				

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	<p>○ご指摘のとおり計画数値の妥当性や根拠に遡った検討は、必要と考えております。</p> <p>当該事業は、近年の医療費の増加及び社会保障制度の変革の動向から、医療費の適正化に視点を置いた事業運営が求められています。医療費の変動については、27年度中に疾病別や年齢別、他区との比較等の医療費分析を実施する予定です。28年度以降は、その結果も参考にした計画数値の算出方法を検討していきます。</p>
	<p>○ご指摘いただいた被保険者当たりの給付件数及び高額療養費の給付件数に占める割合は、経年で微増しております。当該事業を評価する指標としての有用性について検討していきたいと考えます。</p> <p>また、保険者の具体的な取組との関係がわかるような評価は、重要であると認識しておりますが、療養の給付事業に関連して取り組む事業として、ジェネリック医薬品差額通知や柔道整復等療養費の患者照会、特定健診事業等は、別事業の中で評価しているため、本事務事業と一体的に評価することはしませんでした。</p> <p>今後は、上記に記載した国保の医療費分析とそれに基づくデータヘルス計画策定の中で、ご指摘いただいた評価及び医療費の予防措置に向けた中長期の取組等を検討していきます。</p>

財団等経営評価に対する外部評価

団体名	社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会	担当部課	保健福祉部管理課
事業目的	杉並区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	顧客	区民、各種施設・団体
事業内容	<input type="checkbox"/> 法人運営事業 <input type="checkbox"/> ボランティア・地域福祉推進事業 <input type="checkbox"/> 地域福祉権利擁護事業 <input type="checkbox"/> あんしん未来支援事業 <input type="checkbox"/> 住民参加型在宅福祉サービス事業	<input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> 助成事業 <input type="checkbox"/> 貸付事業 <input type="checkbox"/> 歳末たすけあい運動	
区へ に二 よ次 る評 評価 価へ	<p>杉並区社会福祉協議会は、日常生活の自立支援やボランティア活動の促進など、様々な地域課題に取り組んでおり、平成25年度は、平成26年度から5年間の実施計画を策定した。また、委託事業を含めたほぼ全ての事務事業についての評価を実施していることは、新たな実施計画を着実に推進し、方向性を確認するとともに、業務の効率性やコスト削減に向けた検証に役立つ重要な取組であり、評価する。</p> <p>一方で、平成27年度には、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度改革が予定されており、多様化する福祉ニーズを的確に捉え、社協ならではの取り組みとして対応していくことが求められる。</p> <p>今後は、新たな実施計画を着実に推進するとともに、事務事業評価において、区の方針、全国及び東京都社協の動きや、福祉関連法令の動向をよりタイムリーに反映させ、中長期的な事業の方向性や各年度の指標を定めるなど、評価の質を高め、評価結果に基づく適正な人員配置、効率的な運営に努め、地域に根ざした事業展開を期待する。</p>		

外部評価

対経営する状況に	<p>国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」によると、杉並区の75歳以上人口は平成22年の6万1,572人から平成37年の9万5,815人に約1.55倍に増加することが予測されている。急激な高齢化に対応するために、地域福祉・地域包括ケアの推進は杉並区における最重要課題であると考える。</p> <p>財務状況は悪化したものの、地域福祉活動推進事業強化のために増員したことは評価できる。</p> <p>厳しい財政状況ではあるが、財政のやりくりをして地域福祉部門に対する更なる増員をすることを期待する。</p>
評価表記入方法	<p>福祉事業については、指標の達成率は医療・福祉制度のあり方によって大きく変わる。基盤整備のように機械的な達成を目指す必要がない場合も多い。必要なことは、必要なサービスを効率的に提供できるかについてチェックすることである。</p> <p>次年度の経営評価については、増員1名分がどのような成果を生んだかなど、住民にとって地域福祉の向上の変化がわかる記述を期待する。</p>

外部評価に対する所管の対処方針

【経営状況に対する評価への対処方針】

急激な高齢化に対応するために、地域福祉・地域包括ケアの推進は重要課題であると認識しています。

人員配置については、事務事業評価の結果を踏まえるとともに、平成27年度から受託事業者として新たに事業展開する、『生活困窮者に対する自立支援事業』の運営状況にも注視し、適切かつ効率的な事業運営にふさわしい社会福祉協議会の体制づくりに向けた、必要な助言・指導を行っていきます。

【評価表記入方法などの評価への対処方針】

来年度の経営評価では、効率性及び「住民の地域福祉向上の変化」の視点から、常勤職員の増員による成果も含めて評価できるよう、活動指標・成果指標を再検討します。

財団等経営評価に対する外部評価

団体名	特定非営利活動法人 すぎなみ環境ネットワーク	担当部課	環境部環境課
事業目的	・環境・リサイクルに関する諸事業の推進を通じて、区民の環境保全行動に寄与する。 ・区民の生活環境の向上を図るとともに、活動を通して地球環境の保全、ひいては地球温暖化防止の一助となる事業を開拓していく。	顧客	一般区民
事業内容	1. 環境保全及びリサイクルに関する普及啓発 2. 同情報の収集及び提供 3. 同調査研究 4. 集団回収の推進 5. 家具、衣料品等のリユース 6. エコ商品の普及 7. フリーマーケットの運営 8. 市民、他団体、事業者、行政とのネットワークの構築並びに連絡調整		
区へによる次なる評価	定性評価全体からはバランスの取れた経営状況と見えるが、健全性、効率性の各項目の評価が低い点や、財務状況で経常収支が連續してマイナスとなっている点については、団体の経営上重要な項目であり、早急に改善することを期待する。 改善に向けては、自主事業全体の収益改善に向けた取組が喫緊の課題であると思われる。安定的な自主事業収入を確保するため、リサイクル家具の販売やエコマーケットの事業手法に新たな視点を取り入れ、広報・PR活動の充実以外の具体的な事業展開を図っていくことを強く求めたい。 なお、団体が受託している「すぎなみ環境情報館」は平成26年度中に高井戸へ移転し、名称も「環境活動推進センター」に変更されることとなるが、環境団体と協働して、区民からの要望が高いエネルギー関連の講座の充実を図る等、区民ニーズに沿った多岐にわたる環境事業を実践し、区内の環境活動における中心的な役割を果たすことを期待したい。		

外部評価

対経営する状況評価に	○平成25年度は前年度よりも総収入が660万ほど増加したにもかかわらず、総支出も同様に前年度よりも630万ほど増え、結果として赤字決算となってしまっている。総支出を前年程度に抑えられていたならば、赤字からの脱却が可能であったはずであるが、そうできなかつた原因はどこにあるのか、本団体および所管課のいずれによっても具体的な言及・解明がなされていない。総支出では総事業費、総管理費、総人件費のすべてが前年を上回っており、なぜそのような結果になったのかを明らかにする必要がある。家具等の販売に係る広報・PR活動の充実を図ったことによるものなのか。いずれにしても、明確な原因究明と具体的な解決策の提示が求められる。 ○また、経営分析Ⅱの経済性に係る指標の「同種の事業形態、同規模の他団体を業績向上の比較対象として設定し、業績改善の努力を行っているか」については、「△」という経営分析結果となっているのに対して、本団体は「類似団体が無いため、比較は難しい」としているが、同区内に類似団体が無いにしても、他区や全国でみれば存在するはずである。当初から調査する意志がないことは問題であり、よりより事業運営、経営改善につなげていくためにも、他団体の状況調査を踏まえた改善策の検討がなされることを期待する。
評価など表の記評入価方法	所管課には、経営分析Ⅱのなかで特に「△」となっている指標について、より踏み込んだ言及と改善等の指摘をしていただきたい。

外部評価に対する所管の対処方針

同団体においては、取り組んでいる個々の自主事業の見直しが十分に行われておらず、単年度収支において赤字が発生した際には、団体の繰越金を取り崩していました。このことは事業全体の継続性の観点から望ましい状態とは言い難いと思われます。今後は各事業単位での収支の詳細を明確にした上で、団体として自己評価を行い、得意とする分野と弱い分野を明確にすることが求められます。その上で、赤字事業は原因とその見直し策を、黒字事業は収入を安定的にすると共にさらに増加する策を検討するなどコスト意識を醸成していきます。 更に、ご指摘いただいた、他区や全国の類似団体との比較に基づく改善策の検討については、速やかに実施されるよう、団体に対して働きかけます。団体が打ち出す改善策から、経営分析Ⅱの「△」評価の改善効果を検証し、実効性があるものになるように区として支援するとともに、事業実施時のコストの削減に関する努力が、団体内部に効果的に反映していく「しくみ」づくりの工夫など、団体を取り巻く諸環境を適切に分析したうえで経営改善に向け、対応していきます。

第3章 まとめ

1 平成26年度評価を終えて

(1) 平成26年度の行政評価について

当委員会による外部評価は、所管課又は団体による行政評価表・財団等経営評価表に基づいて行い、さらに、昨年度からは、外部評価前後に、所管課との質疑・意見交換を実施することとなりました。それにより、委員が現状を正確に把握し外部評価に活かすとともに、各委員の専門的知見による様々な意見を直接所管課に伝えることができ、充実した委員会活動となっていると考えます。

区による自己評価では、昨年度同様、指標が適切でないものや、区の取組実績の記述に留まり評価にまで至っていないものなどが多数見受けられました。行政評価の目的は、評価に基づきP D C Aサイクルを回すことにより区民サービスの向上につなげていくことです。また、説明責任を果たすためにも、適切な評価を行い、施策・事業の内容や考えが区民に正しく伝わるよう、評価表を作成していく必要があります。

外部評価を行った施策や事業については、取組から評価表の記載内容まで、幅広くアドバイスを行いました。今後、担当課が委員の指摘を踏まえた業務改善を進めていただくことを期待します。また、外部評価を行わなかった施策・事業の担当課においても、委員の指摘内容を共有し、参考として活用していただくことを望みます。

各課に対して指摘した主な内容は、次のとおりです。

- 成果指標は、「数値が伸びることが望ましいもの」など、区民から見てわかりやすく、事業の改善につなげができるものを基本とし、達成状況を明らかにして評価・分析を行うこと。指標が目標を達成していないが「成果が上がっている」という評価をする場合は、その理由も示し、区民が理解できるようにする必要がある。
- 施策と事務事業の関係から、事務事業評価の成果指標が施策の活動指標になることはあるが、事務事業評価の活動指標が施策評価の成果指標になることはない。こうした指標の考え方を理解したうえで、各事業の取組や指標が施策の成果につながった評価となるよう、それぞれの関係を整理し、必要な見直しを行っていただきたい。
- アンケートなどの調査結果や指標の推移について、数値を示すだけでなく、分析を行い活用していくことが重要である。コストや取組内容とあわせ、質を下げずに必要なサービスが効率的に提供できているか等、掘り下げる評価を行い、今後の改善に結びつけることが大切である。こうした評価ができるよう、評価能力の向上を望む。
- 施策評価にあたっては、目標達成に向けて、各事業の関係性や相乗効果を念頭に置いた評価をする必要がある。

(2) 行政評価制度について

杉並区における行政評価は、平成11年度の事務事業評価の導入以後、区のマネジメントサイクルの一環として定着し、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成

果を上げてきたとともに、評価制度の改善に努め、他の自治体からも先進的な制度として注目されてきました。

制度改善の一環として、平成20年度予算から予算事務事業と事務事業評価の単位を一致させ、評価しやすくわかりやすい体系となりましたが、その後の総合計画・実行計画の体系化の中で、複数の施策につながる予算事務事業が生じているなど、施策を意識した事業の整理が改めて必要となっています。

また、行政評価に関する全国的な課題として、職員の「評価疲れ」があげられており、新たな評価モデルが求められています。杉並区の行政評価が、職員が意欲を持ち、P D C Aを効果的に回していく制度となることを望みます。

平成27年度に予定されているシステム導入により、評価作業の効率化を進め、職員の作業負担を軽減することで、評価過程での職場討議・議論を活性化し、行政評価の質が向上すること、そして、それを区民福祉の向上につなげていくことを期待します。

杉並区の行政評価は、P D C Aサイクルの中で、決算との連携に中心を置き、評価結果を決算説明資料である区政経営計画書に活用してきました。今後、評価内容のデータベース化による分析機能の強化のほか、「説明責任と区政の透明性の確保」という点からもシステムを有効活用し、区民に対する評価結果の活用という視点を打ち出していくことを望みます。

杉並区は、高齢者福祉など様々な分野で先進的な取組を行っており、より一層の充実が期待されます。そのためにも、システム導入を一つのきっかけとして、職員の皆さんのが行政評価の目的を共有し、杉並区をより良くするためにどうしたらいいかと考えて評価を行い、改善につなげていけるよう、研修の実施など行政評価の質の向上に努めていただきたいと考えます。

2 各委員の主な意見

各委員から出された平成26年度行政評価への主な意見は、以下のとおりです。

(1) 施策評価・事務事業評価・財団等経営評価に対する外部評価について

○今回、福祉事業について外部評価を行ったが、医療・福祉事業については、指標の達成率は医療・福祉制度のあり方によって大きく変わる。

基盤整備のように、機械的な達成を目指す必要がない場合も多い。必要なサービスを効率的に提供できるかについてチェックをする必要がある。

○特に医療・福祉人材の育成、能力の向上は、急激な高齢化を踏まえれば緊急の課題であるので、区の最重要課題として考え、積極的に取り組むことを期待する。

○現行の外部評価では、対象施策、事務事業について個々に外部評価がなされ、それに対し所管課から対処方針が示されるにとどまっている。政策レベルでの活用等、より外部評価を活かすよう制度を見直してはどうか。

○施策評価に関して、昨年度と同様、評価委員によるヒアリングを踏まえた評価が実施されたことは、外部評価を実施する上で有効であった。

現行制度ではヒアリングは非公開とされているが、より区民の視点に立った対応となるよう、次のステップとしてヒアリングを公開することは有効と考える。

○外部評価においては、施策評価を中心に施策を構成する事務事業及び施策を構成しない事務事業のうち重要なものを並びに財団等経営評価につき区の内部評価結果を第三者的に検証している。このうち施策評価は、総合計画の進捗状況及び達成度に力点が置かれているため、その見直しに資するようチェックすることとしている。他方、総合計画・実行計画では、施策と事務事業の体系化がなされているため、施策を構成しない事務事業の評価について、外部評価の客観性担保の意義が高いと判断して実施している。

○外部評価制度に対する区役所の各所管への負担は少なくないと思うが、成果指標の見直しなど、外部評価の指摘事項がすでに次年度の成果指標に反映されているものもあり、また、批判的視点についても、行政評価の読み手に一定のヒントを与え行政評価の理解に資する効果もあるように思われる。

○施策評価においては、施策を構成する事務事業ごとの評価を列挙するのではなく、施策目標に照らしての進捗状況や実効性に関する全体的な評価がなされることが望まれる。加えて、施策を構成する事務事業間のシナジー効果にも留意した評価がなされるとなお良い。

○財団等経営評価においては、所管課には、より踏み込んだ評価と改善策の指摘がなされることを期待する。特に、財団等の経常収支が赤字決算の場合には、その原因をつぶさに明らかにしたうえで、具体的かつ効果的な改善策の検討が求められる。

(2) 杉並区の行政評価制度について

○職員が、ただ単に事業を守るというのではなく、積極的に、区の抱える行政課題を解決する提案も含む、「攻めの評価シート」の記入を行う職場風土づくりをすることを期待する。

○現行の評価制度は、年度ごとの総合計画の進行管理にとどまっており、本来の行政評価制度の目的が達成されているとは言い難い。今後も、本来の目的をめざすのであれば、評価制度の目的を再確認し、制度を再構築する必要があると考える。

○自己評価について、昨年来指摘されていることであるが、依然として改善が図られているとは言えず、指標や総合評価の記載内容等改善の余地は大きい。評価制度を有効に活用するためには、研修やヘルプデスクの開設等、職員に対する評価精度向上のための取組が喫緊の課題である。

○区では評価制度のシステム化を進めているが、職員の評価作業の負荷軽減に止まらず、区民にメリットがあるようシステムの活用を図られたい。

○行政評価制度は予算と評価の事務事業の単位が原則として一致し、区政経営計画書と区政経営評価書が対応するようになっていてPDCAサイクルが機能するよう改善が進められている。しかしながらPDCAを廻すには単位のみならず、活動と予算、活動と成果の関係がどのようにになっているかにつき事前の想定とその確認作業が必要である。事業を見直すには、活動が成果に結びついているか？十分な成果を挙げていないのは活動が不足しているのか、そもそも活動が成果に結びつかない（因果関係性がない）のに活動していることはないか？ 予算は活動に見合う水準が確保されているかを評価で検証できなければならない。

○平成26年度の施策評価では、施策を構成する事務事業のあり方と今後の施策の方向性において、前者の拡充及び現状維持がそれぞれ27.5%及び63.6%であるのに対し、後者の拡充及び現状維持は65.6%及び25%となっていて逆転している。活動と成果について一定の相当因果関係があるならばこうした比率の関係は成立しないはずであり、改めて、活動に見合う予算となっているか、活動は成果に結びつくのかにつき行政評価を通じて確認することが重要と思われる。

○総合計画に基づく施策を中心に行行政評価を行うが、その施策を支える事務事業は施策と一対一の対応となるものがある一方で、一つの施策を実現するためには複数の所管課に帰属する事務事業が複合的に機能しなければならないものもある。

後者の場合、事務事業毎に設ける成果目標の施策目標とのリンクを明確にする必要があり、多少のわかりにくさは受容のうえ、単純なシンプル化には注意をもって改善工夫する必要があろう。

○行政評価制度が総合計画・実行計画を着実に推進するツールとして実質的に機能するようにしていく必要がある。年度ごとに施策評価・事務事業評価・財団等経営評価を実施するだけに終わってしまい、以後のさらなる改善と実効性確保にいかにつながっているのか（いないのか）が判然としない。中長期的な政策実現ツールとして機能し得るものとして、発展させていくことが望まれる。

資料編

【資料1】外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
伊 関 友 伸 い せき とも とし	城西大学経営学部マネジメント総合学科教授
奥 真 美 おく まみ	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース長・教授 内閣府「官民競争入札等監理委員会」専門員
田 渕 雪 子 た ぶち ゆき こ	行政経営コンサルタント 文部科学省独立行政法人評価委員会委員 原子力規制委員会行政事業レビューに係る外部有識者 鎌倉行革市民会議委員
七 松 優 なな まつ まさる	日本公認会計士協会 東京会杉並会会長 公認会計士 税理士
◎山 本 清 やま もと きよし	東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 国土交通省政策評価会委員 財務省政策評価懇談会委員

◎は会長

※所属は、平成 27 年 3 月現在です。

【資料2】平成26年度外部評価委員会の活動

回	日 程	内 容
第 1 回	平成 26 年 8 月 29 日	平成 26 年度外部評価の進め方について
第 2 回	平成 26 年 10 月 28 日	所管課事前ヒアリング
第 3 回	平成 26 年 11 月 6 日	所管課事前ヒアリング
第 4 回	平成 26 年 12 月 3 日	平成 25 年度入札及び契約に関する外部評価について
第 5 回	平成 27 年 2 月 4 日	(1) 平成 26 年度行政評価に対する外部評価について (2) 平成 26 年度外部評価のまとめ

【資料3】

杉並区外部評価委員会条例

平成26年3月18日

条例第3号

(設置)

第1条 杉並区（以下「区」という。）における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客觀性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附屬機関として、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

**平成26年度
杉並区外部評価委員会報告書**

登録印刷物番号

26-0129



杉並区役所
政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111（代表）

FAX 03-3312-9912

☆杉並区のホームページでご覧になれます。
<http://www.city.suginami.tokyo.jp>